平成２９年（フ）第１０７６号
埼玉県朝霞市岡３丁目13番11号
債務者　大類　高志
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３１６号
さいたま市緑区大字大門2639番地　クレイノシャンス301、旧住所東京都新宿区新宿６丁目17番18号　クレイノ東新宿　204
債務者　清野　美公
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３３２号
さいたま市南区内谷４丁目14番28号　ＭＫハイツ202
債務者　佐藤　光央
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３５０号
埼玉県久喜市鷲宮294番地３
債務者　松井　忠洋
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４３７号
さいたま市北区吉野町２丁目263番地７　やすらぎの里、旧住所さいたま市大宮区土手町１丁目38番地４　ＮＯＡ大宮405号室
債務者　水津　達之
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４５４号
埼玉県川口市芝２丁目13番４号　第７つくしマンション203
債務者　永瀬起成治
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４９２号
埼玉県加須市花崎北１丁目５番地２　コーポ藤５号棟102
債務者　宇田　　茂
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６１６号
埼玉県三郷市東町67番地　磯部荘203号
債務者　藤塚　茂行
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６２９号
埼玉県八潮市大字八條1567番地　八潮団地11号棟308号室
債務者　川田　　圭
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６３４号
埼玉県三郷市早稲田２丁目29番地４　根岸荘７号、旧住所埼玉県三郷市新和４丁目171番地　ハウスイイスト201号
債務者　横銭　　正
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３３０号
静岡県沼津市下香貫楊原605番地の２　ベルハイム香南102
債務者　石﨑　将太
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３８１号
静岡県熱海市上多賀531番地の１　パティオ上多賀５号
債務者　松田　安史
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３８２号
静岡県伊豆の国市長岡1198番地　エステートピア土屋Ｃ　102号、前住所静岡県伊豆の国市田京664番地の３　ユーハイツ　110号
債務者　小沢　祥子
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３７号
京都府京丹後市大宮町善王寺655番地の１
債務者　安田　　淳
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２９年（フ）第９２９号
大阪府南河内郡河南町大宝３丁目１番10号
債務者　金光淳治こと　ＫＩＭ　ＳＯＯＮＣＨＩ　金　　淳治
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９３４号
大阪府富田林市錦織南１丁目19番７号、前住所大阪府富田林市高辺台３丁目４番42―202号
債務者　後藤　朋未（旧姓大須賀）
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４０号
兵庫県西脇市西脇1066番地
債務者　中西　　望
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
神戸地方裁判所社支部